平成２９年（フ）第９５４号
札幌市南区南沢２条３丁目７番16号　ハイツ寿Ａ101号
債務者　西村早乙理（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９６７号
札幌市東区北41条東７丁目１番３―307号
債務者　稲垣　直美
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９７４号
札幌市中央区南７条西６丁目７番地16　第81松井ビル1110号
債務者　永野美津子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０１２号
札幌市白石区南郷通２丁目南３番10―304号
債務者　押野　良太
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０２４号
札幌市北区新琴似10条９丁目６番11号
債務者　奥　　義美
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０３６号
札幌市手稲区新発寒６条３丁目２番25号
債務者　髙橋　優紫
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０４２号
札幌市南区澄川１条１丁目３番36号　ホワイトパレス102号
債務者　野口くみ子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０４７号
札幌市白石区東札幌５条６丁目１番１―307号
債務者　宮下　　優
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０６６号
札幌市白石区南郷通７丁目南４番７号　南郷レジデンス５号
債務者　佐々木千賀子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９８号
釧路市春採１丁目12番３号　サイトウマンション５号室
債務者　江崎　秀一
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１０２号
釧路市鳥取北９丁目13番10号
債務者　齊藤　祐市
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１２６号
釧路市愛国東４丁目33番16号
債務者　佐藤二三男
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第５０号
北海道紋別郡遠軽町豊里252番地２　豊里団地11―13―933
債務者　後藤　哲也
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第３９号
青森県上北郡おいらせ町住吉１丁目50番地1532　コーポ種市８号室、旧住所青森県上北郡おいらせ町住吉４丁目50番地1410　下田ハイツＡ－１
債務者　森田　幸子
1　決定年月日時　平成29年６月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第１６０号
盛岡市緑が丘３丁目20番12―206号
債務者　小笠原　和
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第４８０号
埼玉県桶川市大字下日出谷925番地の385
債務者　細貝真理子（旧姓手塚）
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４８５号
さいたま市北区植竹町１丁目243番地　メゾン北大宮202号、破産申立時の住所さいたま市中央区鈴谷３丁目９番14―505号
債務者　飯田　弘毅
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係